県内大学奨学金給付事業について

高校教育課

1 目的

- (1) 意欲や能力が高いにも関わらず、経済的な理由で大学・短大への進学が困難な生徒を支援
- (2) 県内の高等教育全体の振興(高等教育を受ける機会を保障し、優秀な人材を県内に確保)



成績優秀で勉学への意欲が高いにもかかわらず、経済的な理由で進学を諦めている生徒が、 入学金等支払のためのまとまった一時金を工面でき、卒業後の返済の不安がない制度が必要

2 事業内容

支給対象者	保護者等が県内に居住する県内高校卒業見込者で、県内大学・短大に進学する者 (ただし、医学及び看護系の学科は、県による既存の奨学金制度があるため除く。)
支給要件	ア 市町村民税所得割の非課税世帯 (標準世帯 (4人): 年収約 250 万円以下) イ 申込時までの高校の成績が 5 段階評価で平均値 3.5 以上 ウ 勉学への意欲が高いこと (レポート提出等)
支給形態	給付
支給時期	合格発表後(大学への入学金納入期限前)
支給額	上限30万円 (入学以前の必要経費(入学金、受験料)の実費相当額)
支給人数	30人程度
他制度との併給	可

3 予算額

7,500千円(一般財源)